津波発生時における緊急避難施設としての
使用に関する協定書

平成２３年１２月２１日

令和　３年　５月１７日（変更協定日）

鈴　鹿　市

南部　博

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し，南部　博（以下「所有者」という。）と鈴鹿市（以下「市」という。）との間において，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，鈴鹿市に津波が発生し，又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として，所有者が所有し，管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（津波避難施設の使用）

第２条　所有者は，次に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を津波避難ビルとして，住民等に使用させるものとする。

施設名称	マルヨビル（税理士法人フラッツ・コンサルティング）
所 在 地	三重県鈴鹿市寺家六丁目 16 番 32 号
所 有 者	南部 博
構 造 等	鉄骨造 3 階建て
建 築 年	昭和 58 年
使用場所	屋上部
収容人数	約 200 人

（施設変更の報告）

第３条　所有者は，増改築等により，当該施設の面積等に変更が生じる場合，又は，何らかの事情により津波避難施設としての使用が不可能となるときには，市に報告するものとする。

（使用期間及び使用料）

第４条　当該施設の使用期間は，伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から，津波による浸水が解消し，警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとし，所有者は，使用期間において，当該施設内の避難場所及びその避難経路を無償で使用させるものとする。

（施設及び備品の破損時の対応）

第５条　当該施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設及び備品の破損については，市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし，地震，津波等の災害により損傷した箇所については，この限りではない。

（避難時の事故に係る責任）

第６条　所有者は，当該施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は，協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに，所有者又は市いずれかから申し出がない場合は，この協定は期間満了の日の翌日から更に１年間更新されるものとし，以降も同様とする。

（協議事項）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，所有者と市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，それぞれ記名押印の上，各１通を保有する

令和３年５月１７日

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８
鈴鹿市
鈴鹿市長　　末松　則子

三重県鈴鹿市寺家町４２４番地の２

南部　博